

宮古島市福嶺地域密着型介護事業所指定管理者募集要項

宮古島市では、福嶺地区地域密着型介護事業所の管理を効果的、効率的に行うため地方自治法第244条の2第3項及び宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例（平成19年宮古島市条例第27号）及び宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年宮古島市規則第1号）に基づき、指定管理者を募集する。

1 募集の概要

（1）管理対象施設

宮古島市城辺字新城606番地

宮古島市福嶺地域密着型介護事業所（小規模多機能型居宅介護）

（2）指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

（3）指定管理者の募集及び指定管理候補者の選定方法

① 募集は募集要項に基づき一般公募提案方式により行う。

② 指定管理候補者の選定は「宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会」において総合的な評価に基づいて行う。

（4）協定の締結

① 指定管理候補者の選定後、当該候補者と細目について協議を行い宮古島市議会の議決後協定を締結する。

2 管理運営の基準

「宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宮古島市条例第16号）」及び「宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年宮古島市規則第12号）」及び「宮古島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年宮古島市条例第18号）」及び「宮古島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年宮古島市規則第13号）」や介護保険関係法令等を遵守すること。

3 管理運営に関する経費

（1）介護保険法及び地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく

（2）宮古島市は管理運営に要する経費としての指定管理料は支払わないものとする。

（3）指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、専用の口座を開設して管理すること。

4 応募資格

本募集に応募可能な事業者は、次に掲げる事項をすべて満たす法人とする。

- (1) 法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから、当該施設の指定期間に1年を加えた年を経過していない法人等。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する場合。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されている場合。
- (4) 議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等である場合。
- (5) 市長、副市長が地方自治法第142条に規定する役員等である場合。
- (6) 教育委員会委員が地方自治法第180条の5第6項に規定する役員等である場合(当該団体が教育委員会の職務に関し指定を受けようとする場合に限る)。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。
- (8) 会社更生法(平成14年法律)第30条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更正手続の開始決定又は更正計画の認可決定がなされていない場合。
- (9) 団体及び団体の役員等が、原則として過去5年間に於いて市税、市に納入すべき負担金、分担金、施設利用料等(本市の前身となる旧市町村税等を含む)を滞納している場合。労働災害補償保険に加入していない場合。
- (10) その他市長等が必要と認める事項に該当する場合。

5 提出書類

- (1) 宮古島市地域密着型介護事業所指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 施設の管理運営に関する事業計画書(次に掲げる事項を記載する)
 - ① 管理の基本方針
 - ② 利用者の受入計画
 - ③ 業務運営計画(サービス向上を図るための方策/利用者とのトラブル未然防止策/防犯、防災、事故、緊急時の対応策/利用者等の要望把握方法/個人情報の保護対策等)
 - ④ 事務管理計画(組織及び職員の配置計画/人材の育成・活用計画/職員の処遇対策)
- (3) 宮古島市地域密着型介護事業所施設の管理に係る収支予算書
- (4) 法人等の経営状況を説明する書面
 - ① 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書
 - ② 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
 - ③ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
 - ④ 法人等の役員名簿及び組織に関する書面
 - ⑤ その他市長が必要と認める書面

(5) 申請資格を有していることを証する書面

- ① 法人の登記簿謄本(法人以外の団体にあつては代表者の身分証明書)
- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
- ③ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

※(1)～(4)の提出書類は一式にまとめ 8部(原本1部、写し7部)

※項目ごとに台紙を付け、台紙に書類名のインデックスを付けてください。

※(5)は原本を各一部

6 募集手続き等

(1) 募集要項の配布期間及び配布時間

令和8年9月4日(金)～令和8年9月24日(木)

平日9時00分～17時15分まで(土日祝祭日は除く)

(2) 募集要項の配布場所

宮古島市公式ホームページにて掲載及び高齢者支援課にて配布。

(郵送、メール等での対応不可)

(3) 募集要項等に関する現地説明会

募集要項等に関する現地説明会は実施しない。

(4) 申請書類の提出期間及び提出先等

提出期間及び受付時間は、配布期間と同じとする。

(5) 提出先

宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市福祉部高齢者支援課

(6) 提出方法

持参による窓口提出

※令和8年9月24日(木)午後5時15分時点で、必要な書類が不足している場合は受付を行わない。

(7) 申請に当たっての注意事項

① 申請書等必要書類の提出期限の厳守

申請書提出期限までに所定の書類の提出がなかった場合、申請はなかったものとして取り扱う。

② 不当な要求の禁止

申請者及び申請者の代理人並びに関係者が申請に対する不当な要求を行った場合は失格となる場合がある。

③ 応募の辞退

申請書類を提出した後に、応募を辞退する場合は、任意の文書により応募辞退届を提出すること。

④ 提案内容の変更の禁止

軽微なものを除き、提出された書類の変更は認めない。

- ⑤ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。
- ⑥ 申請書類の返却
申請書類は理由の如何に関わらず返却しない。
- ⑦ 費用負担
申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

7 指定管理者の候補の選定

- (1) 指定管理者選定にあたっては、宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において選定する。
- (2) 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例（平成 19 年宮古島市条例第 27 号）第 9 条の規定により選定する。
 - ① 宮古島市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に該当する者であること。
 - ② その事業計画書の内容が施設管理に係る経費縮減が図れていること。
 - ③ その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。
 - ④ 宮古島市内に主たる事務所を有する者であること。

8 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 管理者の指定には、宮古島市議会の議決を経て指定管理者として指定する。
- (2) 指定管理者に指定された場合に、本市と指定管理者との間で、基本協定と年度協定を締結する。